

一宮市中期財政計画と目標

一宮市では、将来世代の負担を軽減し持続可能な未来に向けて、平成29年度に「一宮市中期財政計画」を策定しました。計画期間は第7次一宮市総合計画の前期計画に合わせ平成30年度から令和4年度までの5か年です。計画では、次の2つの目標を掲げています。

目標① 市債残高を1,000億円以下に圧縮します

目標② 財政調整基金残高35億円を確保します

※「一宮市中期財政計画」は、一宮市ウェブサイトでご覧いただけます。ID: 1023831

目標の達成に向けて、受益者負担の適正化などの歳入確保に努めるとともに、「スクラップ・アンド・ビルト」による事業の見直しや公共施設の縮充による維持管理経費の抑制など、歳出の削減と行政サービスの効率化を一層進めています。

2つの目標に対しての進捗状況

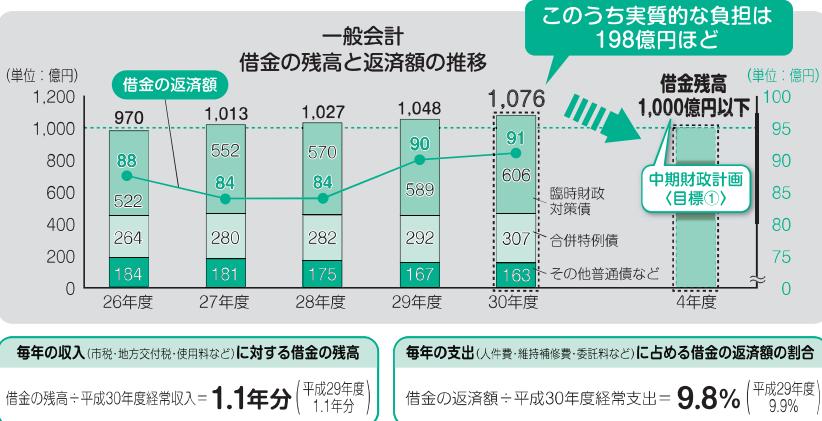
いちのみや 市債(借金)

学校や道路、大型施設などの整備には多くの費用が必要となるため、借金をして資金を調達しています。これを「市債」といいます。整備された施設は長い間利用されるものなので、借金である市債を長い期間で返済することで、将来の世代まで平等に負担することにもつながります。

次のグラフは一般会計の借金の残高です。平成30年度は残高が28億円増加しました。内訳を見てみると、平成30年度は「その他普通債など」で4億円減少したものの、臨時財政対策債(用語解説②)で17億円、合併特例債(用語解説③)で15億円増加しました。国から交付される地方交付税(用語解説①)が措置される部分を除くと、理論上一宮市の負担は全体の18%程度の198億円ほどと想定されます。

折れ線グラフは、借金の返済額で、元金と利子の総額です。近年90億円前後で推移しています。

借金の残高は1,076億円ですが、平成30年度をピークに、以降は減少していく見込みです。中期財政計画のもと各年度の借入を元金返済額以下とし、目標である残高1,000億円以下への圧縮に取り組みます。

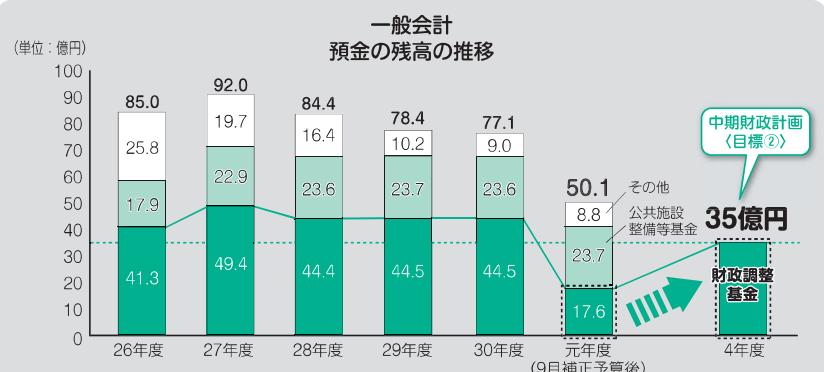


| 同規模31団体の中位 | 一 宮 市 | 同 横 模 团 体 (用語解説④) |
|----------------|---------------------------|-------------------|
| 市民ひとりあたり借金の残高 | 27.9万円 (平成29年度) 27.2万円 | 30.2万円 |
| 市民ひとりあたり借金の返済額 | 2.4万円 (平成29年度) 2.3万円 | 3.0万円 |

いちのみや 基金(預金)

市では特定の目的のために預金を積み立てたり引き出したりしています。これを「基金」といいます。次のグラフは一般会計の預金の残高です。財政調整基金は収入の不足を補ったり、災害など不測の事態に備えるためにも、中期財政計画において35億円以上を確保するという目標を掲げています。また、古くなった公共施設の修繕・改修に備え、公共施設整備等基金の積み立ても重要です。

令和元年度当初予算では、財源不足を補うため財政調整基金32億円を取り崩しました。一旦はその残高が約12.6億円と大きく落ち込みましたが、令和元年9月補正予算で5億円の積み立てを予算計上しました。



毎月の収入(市税・地方交付税・使用料など)に対する預金の残高

預金の残高 ÷ (平成30年度経常収入 ÷ 12か月) = 1.0か月分 (平成29年度)
1.0か月分

| | 一 宮 市 | 同 横 模 团 体 |
|---------------|-------------------------|-----------|
| 市民ひとりあたり預金の残高 | 2.0万円 (平成29年度) 2.0万円 | 5.8万円 |

①地方交付税

すべての地方公共団体が一定の行政サービス水準を維持できる財源を保障するために国税を一定の基準によって再配分する制度で、その大部分を占める普通交付税額は「基準財政需要額 - 基準財政収入額」で算出されます。

基準財政需要額…各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを維持するために必要な経費を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額…各地方公共団体の収入を合理的に測定するため国が定めた方法によって算定した額です。

②臨時財政対策債

本来國から交付されるべき地方交付税の不足分を賄う市債です。元金と利子の返済額全てが後年度の普通交付税の算出基礎となる基準財政需要額に算入されます。

③合併特例債

新市建設計画で示された事業に充てることのできる市債で、一宮市では計画の延長に伴い令和2年度まで活用できます。元金と利子の返済額の70%が後年度の交付税の算出基礎となる基準財政需要額に算入されます。

④同規模団体

同規模団体は施行時特例市31市の平均としています。地方分権改革の推進を目的に、政令指定都市、中核市に次ぐ大都市制度として、平成12年4月に特例市の制度が創設され、一宮市は平成14年4月から特例市に指定されていました。その後、平成27年4月の地方自治法改正により特例市制度は廃止されましたが、施行時特例市として引き続き同様の事務権限を移譲されています。なお、一宮市は、令和3年度に中核市へ移行する予定です。